

第4章 いきいき伸びるまち

- 第1節 活気にあふれるまちへ
- 第2節 働く人たちへ
- 第3節 安心できる消費社会の実現



第4章 いきいき伸びるまち

第1節 活気にあふれるまちへ

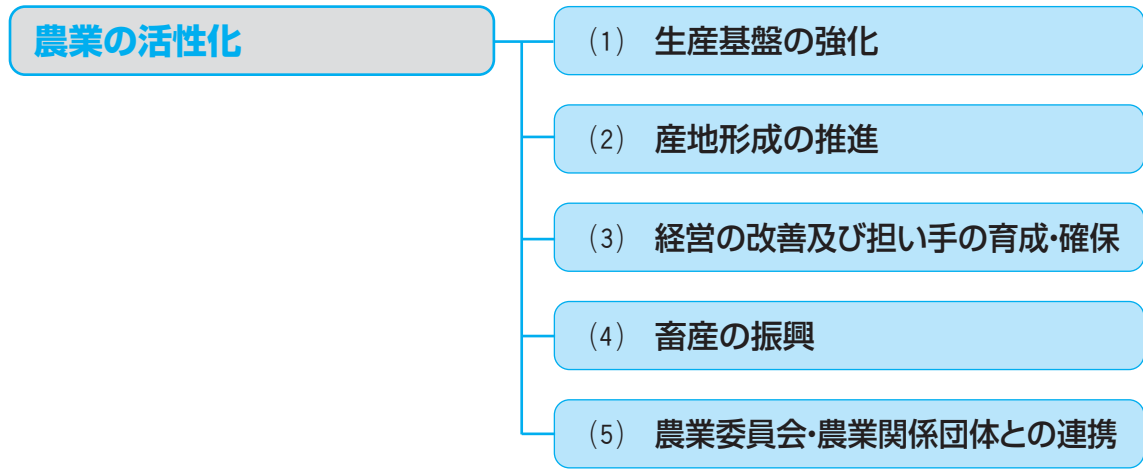
1 農業の活性化

《目指すべき方向》

＝計画目標＝

- 本町の重要な基幹産業として地域の特性を生かした農業の振興を図ります。
- 豊かな農村景観と、安全・安心な農産物の生産を将来にわたって守るため、生産基盤の整備、認定農業者等の担い手の育成、家族経営協定締結の推進、水田複合農業の確立を図ります。
- 首都圏の農業生産拠点として、園芸作物の産地化、畜産の振興、都市住民との交流推進を図ります。
- 食育や、地産地消を推進するとともに、人と環境にやさしい農業を推進します。
- 農地・水保全管理支払交付金事業を推進します。

＝施策の内容＝



《計画の背景》

- 本町の農業は、首都圏に近接する地理的条件を生かし、山麓地帯に広がる畜産（酪農・和牛）を主体とした地域と、平坦地に広がる米作を主体とした水田地帯からなっており、野菜・花きなどの園芸作物も取り入れられています。
- 近年、農業をとりまく環境は極めて厳しく、農産物価格の低迷、農業生産資材の高騰、農業の担い手の減少や、高齢化に伴う耕作放棄地の増加など課題が山積しています。
- 今後の農業振興においては、地域の特性を踏まえた米、畜産、花き、野菜等の主産地の形成を推進するとともに、鳥獣被害対策、土地改良事業の計画的な推進や、畜産経営環境の改善などの対策を推進する必要があります。

- 農業体験や、自然とのふれあいを求める都市住民との交流を通じ、農業・農村への理解、定住化の促進、農村景観の保護整備・農村の活性化が期待される面もあります。

《目標実現に向けて》

(1) 生産基盤の強化

- 本町は、広い地域に耕地が散在するなどの土地条件により、耕作に非効率な面があることから、ほ場整備の実施等による省力化、低コスト化による生産性の向上を目指します。
- 農道、集落道、農業用排水路の整備により、農作物の輸送体系と農作業の効率化、生活環境の改善を図ります。
- 家畜排せつ物、稲わら等から発生するバイオマスを有効活用する土づくりを通じて、化学肥料、農薬の使用を減らし、環境負荷の軽減に配慮した「環境保全型農業」を推進します。
- 近年増加している有害鳥獣による農作物への被害拡大防止のため、防護柵等の設置による被害防止対策を推進します。
- 農村景観に配慮した生産基盤の整備を推進するとともに、農地・水保全管理支払交付金事業を推進します。
- 農地の適正利用を図るため、農業委員会と連携し耕作放棄地の解消に努めるとともに、有効活用を検討します。

(2) 産地形成の推進

- 地域の特性を踏まえ、農協と連携して米、畜産、花き、野菜等の主産地の形成に努めます。
- 良質米の計画的生産と、転作田を利用した町振興作物、麦、大豆、飼料作物等の生産を拡大するため、団地化や担い手への農地の集積、水田の高度利用を推進します。
- 首都圏農業の確立を目指し、品質、規格の統一や、消費者ニーズに応えられる安全・安心な作物の生産・産地形成に努めるとともに、農畜産物の高付加価値化を図り、個性豊かなブランドづくりを推進します。
- 農畜産物の地産地消を推進するため、新たな流通体系の構築や観光業等との連携、学校給食への活用を促進し、生産・販売・消費拡大に努めます。

(3) 経営の改善及び担い手の育成・確保

- 農業機械の共同利用を促進するとともに、農業経営の低コスト化を図ります。
- 農業経営体の育成と経営改善を図るため、農地流動化を促進するとともに、農業経営の法人化に向けた取り組みを支援し、簿記記帳指導等による経営の合理化及び青色申告の普及推進や、家族経営協定締結に努めます。
- 農業青少年クラブや農村生活研究グループなどの活動を支援するとともに、相談活動・研修会等を実施し、地域農業の担い手を確保します。

(4) 畜産の振興

- 国内産地間競争に打ち勝つことができる安全・安心な畜産物の安定供給や、那須ブランドをより強固なものにするため、乳用牛、肉用牛の高育種価の元牛を導入し、高品質な生乳、和牛の生産・肥育を推進します。
- 各種法定伝染病などの発生を予防し、飼養農家の家畜損失の防止に努め、安全・安心な畜産物の生産を支援します。
- 畜産経営の大規模化に伴い建設された排せつ物処理施設を有効活用し、良質な堆肥生産を行うとともに、耕種農家と連携できる品質の研究や、流通システムの研究を行い、総合的な地域循環サイクルの構築を目指します。
- 輸入飼料への過度な依存を抑制し、自給飼料生産体制の強化及び労働力の省力化を図るとともに、飼料用稲栽培の調査研究や放牧による飼養技術の修得を支援し、畜産経営の安定を図ります。
- 酪農家の育成部門の預託化や、受精卵移植に対応するため、共同利用模範牧場の施設の整備、運営体制の強化を図ります。また、周年牛や和牛の預託拡大を推進するとともに、経営の効率化を図ります。

(5) 農業委員会・農業関係団体との連携

- WTO農業交渉等の農業情勢の変化に対応するため、農業関係機関・団体との連携を緊密にして本町農業の振興に努めます。
- 耕作放棄地を解消し、農地の有効利用を促進するため、農業委員会と連携し、活動の強化を図ります。

《数値目標》

(指標名:農業の振興)

区 分	基準年次(平成21年度)	目標年次(平成27年度)
農 家 戸 数 (戸)	1,764	1,600
農 業 従 事 者 数 (人)	5,630	5,100
農 地 面 積 (ha)	4,811	4,740
田 (ha)	3,242	3,220
畑 (ha)	1,554	1,520
1戸あたり農地面積 (ha)	2.73	2.96
認定農業者への農業集積率 (%)	36	45

(基準数値は、農林業センサスを引用)

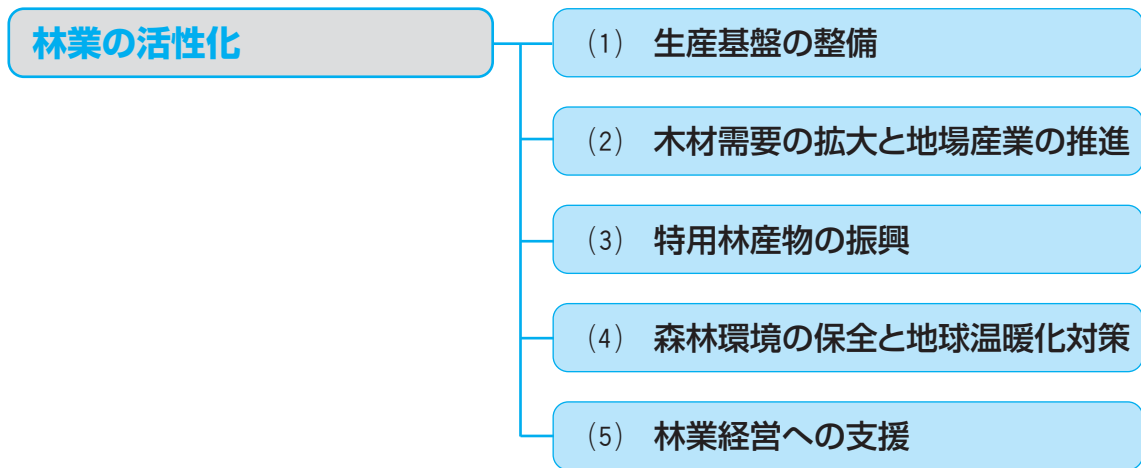
2 林業の活性化

《目指すべき方向》

＝計画目標＝

- 林業生産活動の活性化・生産基盤の整備と近代化を図るとともに、林産物の安定供給を促進します。
- 森林組合の経営基盤の強化を図り、「八溝材」のブランド化など木材需要の拡大に努めます。

＝施策の内容＝



《計画の背景》

- 本町の面積の63パーセントを占める森林は、東部の芦野・伊王野地区と北西部の那須高原地区に分けられます。
このうち芦野・伊王野地区は人工林率が高く、本町林業の中心となっており、間伐期及び主伐期にある人工林が多いことから、計画的な伐採を推進することが課題となっています。
また、那須高原地区は天然の広葉樹が多く、自然景観に優れています。
今後は、町内各地において、針葉樹・広葉樹の適正な分布により、さらに豊かな緑の景観づくりを推進する必要があります。
- 造林適地の減少や、コストの高騰、木材価格の低迷などの先行き不透明性から、林業経営の意欲が失われ、人工林率が伸び悩んでいます。さらに、林業就業者の高齢化が進んでいることから、後継者育成のため、経営近代化を推進することが急務となっています。
- 本町の林業振興事業の中核となる那須町森林組合を主体として、経営基盤の強化に取り組むとともに、林道及び作業路の整備や積極的な木材需要の掘り起こしを推進する必要があります。

《目標実現に向けて》

(1) 生産基盤の整備

- 森林の経済的機能をより高度に発揮させるため計画的に間伐を実施します。
- 林業就業者の減少及び高齢化の中、生産性の向上・労働強度の軽減及び生産コストの低下を図るため、高性能林業機械の導入を促進します。
- 若年就業者を育成し、林業の活性化を図ります。

(2) 木材需要の拡大と地場産業の推進

- 木造住宅建築を推進し、八溝材需要の拡大を図ります。
- 森林施業の共同化・林業後継者の育成に努め、木材流通・加工体制の整備を推進します。
- 公共事業における八溝材の活用を推進します。
- 間伐材を利用した特産品の開発に努めます。

(3) 特産林産物の振興

- しいたけ原木ほか木の安定供給、経営の合理化及び品質の向上により、地域特産物としての販路拡大に努めます。

(4) 森林環境の保全と地球温暖化対策

- 植林・下刈・間伐等の実施により、健全な森林整備を推進します。
- 人工林及び天然林の適切な整備・保全を行い、二酸化炭素吸収量の高い森林を育成するとともに、木質バイオマスの利活用に関する調査研究を推進し、地球温暖化防止に努めます。
- 森林の荒廃を防止するため、治山事業を効率的かつ効果的に取り組みます。
- 森林環境税を原資とする奥山林の整備や、里山の環境整備に取り組みます。

(5) 林業経営への支援

- 森林の有する町土保全・水源かん養等の多様な機能維持と、林業の活性化のため、森林組合並びに関係団体への支援と連携を図ります。

《数値目標》

〈林業の振興〉

区 分	基準年次(平成21年度)	目標年次(平成27年度)
林業就業人口(人)	1,256	1,250
林家戸数(戸)	1,136	1,100
森林面積(ha)	23,609	23,461
蓄積(m ³)	4,243,000	4,500,000



八溝材のふるさと

3 鋳工業の振興

《目指すべき方向》

＝計画目標＝

- 自然環境の保全や、産業間の調和に配慮した適正な工場立地を推進します。
- 地場産業の振興に努めます。
- 中小企業の経営基盤強化や経営安定、技術革新、情報化等に対応するための設備の近代化など各種融資制度の活用による支援を行います。

＝施策の内容＝

鋳工業の振興

(1) 工場立地の推進

(2) 地場産業の振興

(3) 中小企業の支援

《計画の背景》

- 本町の工業は、東北自動車道の開通を機に、精密機械製造の大手企業を誘致するとともに、東北自動車道那須インターチェンジを生かした「菱喰内工業団地」の整備を図り、積極的な団地内工場誘致を行いました。
- 工業の主な業種は、公害のない内陸型の業種が多く、精密機械製造をはじめ、プラスチック製品製造、金属加工製品製造、繊維製品製造、木工製品製造となっており、地域経済の発展や雇用機会の拡大、所得の向上が図られてきました。
- 産業構造の変化や長引く景気低迷などにより、新たな工場の誘致が進んでいない状況にあります。また、町内立地企業の中には安い労働力を求め、中国などアジア諸国に工場を移転するものもあり、グローバル経済の中であって、町内の工業を取りまく環境は非常に厳しくなっています。
- 本町の鋳業は、地場産業である芦野石の生産が昭和40年代の高度経済成長の波に乗り、大きな発展を遂げてきましたが、その後は生産額が年々減少し、深刻な状況にあります。
- 平成20年秋からの景気後退は、中小企業に大きな影響を与え続けており、町内企業支援について、実効性のある施策展開が求められています。

《目標実現に向けて》

(1) 工場立地の推進

- 地域経済の活性化や、雇用創出を図るため、県関係機関との連携により自然環境の保全などに配慮した工場の適正立地を推進します。

(2) 地場産業の振興

○木材・木工製品製造及び芦野石生産などの地場産業の近代化、合理化を推進し、後継者の確保・育成を図るとともに、新商品の開発や、販路拡大を支援します。

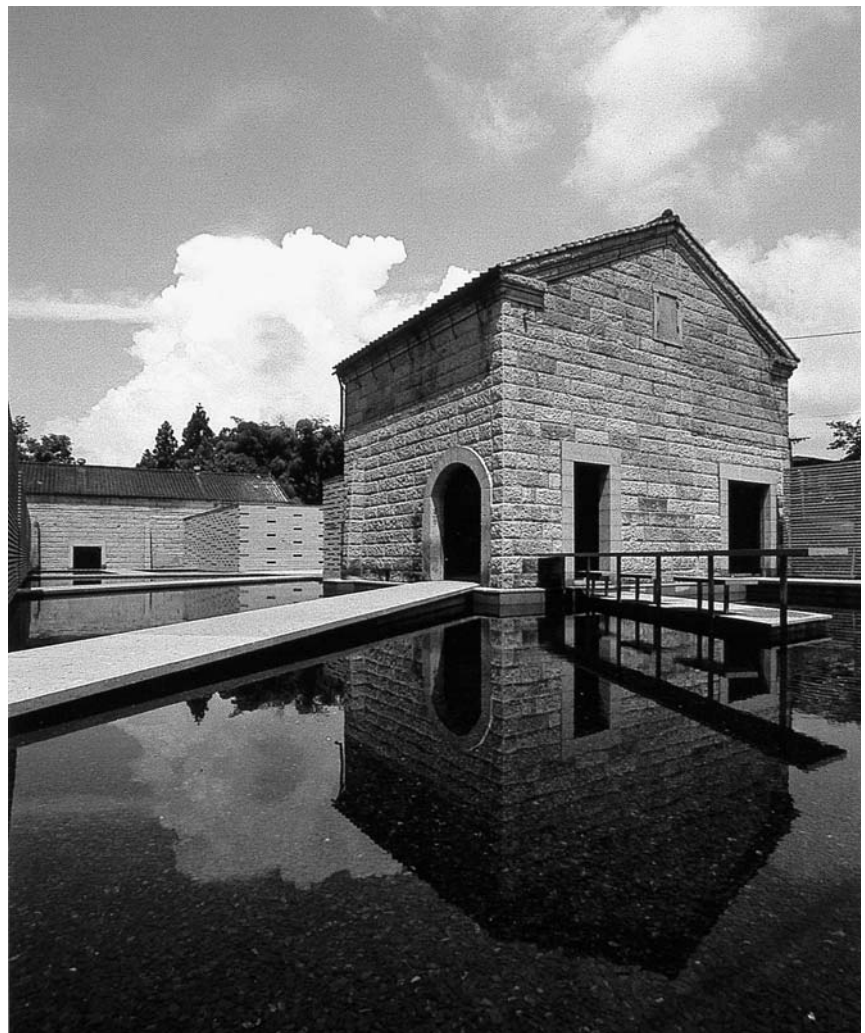
(3) 中小企業の支援

○中小企業の経営基盤強化や経営安定、技術革新、情報化等に対応する設備の近代化のため、各種融資制度の活用による支援を行います。また、緊急の経済状況にあっては、低利融資に関する施策を充実させるなど迅速で的確な対応に努めます。

《数値目標》

〈指標名:鉱工業の振興〉

区 分	基準年次(平成21年度)	目標年次(平成27年度)
工業出荷額 (百万円)	42,661	44,000
工業就業人口 (人)	1,692	1,850



石の美術館（ストーンプラザ）

4 商店と街の活性化

《目指すべき方向》

＝計画目標＝

- 地域の文化や特性を生かし、賑わいと活気に満ちた商店街づくりを目指して、商業の環境整備を図ります。
- 異業種間の連携を促進するとともに、認定された「那須ブランド」について、町内外への発信と販路拡充により、町のイメージアップと地域経済の活性化を推進します。
- 地域で生産した食材の利用拡大を図るため、地産地消運動を推進します。

＝施策の内容＝

商店と街の活性化

- (1) 商店街の振興
- (2) 異業種間の連携と那須ブランドづくり
- (3) 地産地消運動による他産業との連携
- (4) 制度資金の利活用
- (5) 商工業団体の強化

《計画の背景》

- 本町の商業を取りまく環境は、消費者ニーズの多様化、交通網の整備による生活圏の広域化や大型店の出店により大きく変化しています。特に、本町における地元購買率は低く、近隣市町の大型店舗に流れる傾向が高くなっています。
- この傾向により、既存の中心商業地の小売店舗数が減少の一途をたどっています。今後、各商店会などは、消費者のニーズを的確に把握し、大型店にない魅力的な商業空間を形成する取り組みを強化していく必要があります。
- 本町の商業地は、十分な駐車場や歩道がないため、車を利用した買い物客にとって不便をきたしています。賑わいと活気に満ちた商店街の再生を目指すためには、道路整備や広場整備などの基盤整備も必要となっています。
- 商店街を含めた地域の活性化を推進するため、商店、商工会、行政などの相互協力による基盤整備の推進を図るとともに、業態の異なる商業団体や観光業や農業といった産業間の連携・交流を図る必要があります。
- 次代を担う経営者の育成に努めるとともに、町商工会との連携を図りながら、経営指導体制の強化を促し、商業団体の育成と制度資金の充実、利用促進を図る必要があります。

《目標実現に向けて》

(1) 商店街の振興

- 本町の地域の文化や特性を生かしながら、商業者や商店会等との連携のもとに、賑わいのある商店街の形成・活性化を推進します。
- 空き店舗について、商工会や関係団体等と連携を図りながら活用対策を講じます。
- 湯本地区については、温泉地という特性を生かしながら、景観に配慮した道路等の基盤整備を図るなど観光地としての魅力を高め、おもてなしの心あふれた商店街の形成を推進します。
- 黒田原地区については、駅や役場、文教施設、金融機関などの公共施設が集積しているという特性を生かし、商店街の形成を図るための景観整備や、道路改良・駅前広場整備等の基盤整備と連携した整備を推進します。
- 芦野・伊王野地区においては、豊かな自然と歴史的資源に恵まれた地域特性を生かし、地域ならではの特産品、新商品の開発に努め、活気あふれる商店街の形成を図ります。

(2) 異業種間の連携と那須ブランドづくり

- 観光・農業・林業など産業の異なる分野との連携を促し、特産品の研究・開発や販路の拡大などの商業活動を積極的に支援します。
- 「那須ブランド」として認定された優れた地場産品について、経済団体等と連携し、情報発信と販路拡大に努め、地域経済の活性化を図ります。

(3) 地産地消活動による他産業との連携

- 食の安全への関心が高まる中、地域で生産された食材の利用拡大を図るため、旅館・ホテルをはじめ、小売店、飲食店、食品加工業者との連携による地産地消活動を推進します。
- 食材の掘り起こしや、独自の地域メニュー開発により、「那須の食」を発信していきます。

(4) 制度資金の利活用

- 店舗等の近代化、経営の合理化・安定強化を推進するため、那須町中小企業振興資金融資制度の充実を図り、国・県の融資制度や信用保証制度の積極的な利活用を促進するとともに、緊急経済時における迅速な施策展開を図ります。

(5) 商工業団体の強化

- 町商工会及び各種商工団体との連携を緊密にし、中小商工業者の経営基盤を強化します。

《数値目標》

〈指標名:商業の振興〉

区 分	基準年次(平成21年度)	目標年次(平成27年度)
商業就業人口 (人)	1,989	2,100
商店数 (店)	326	345
販売額 (百万円)	28,783	30,000



空き店舗の活用例

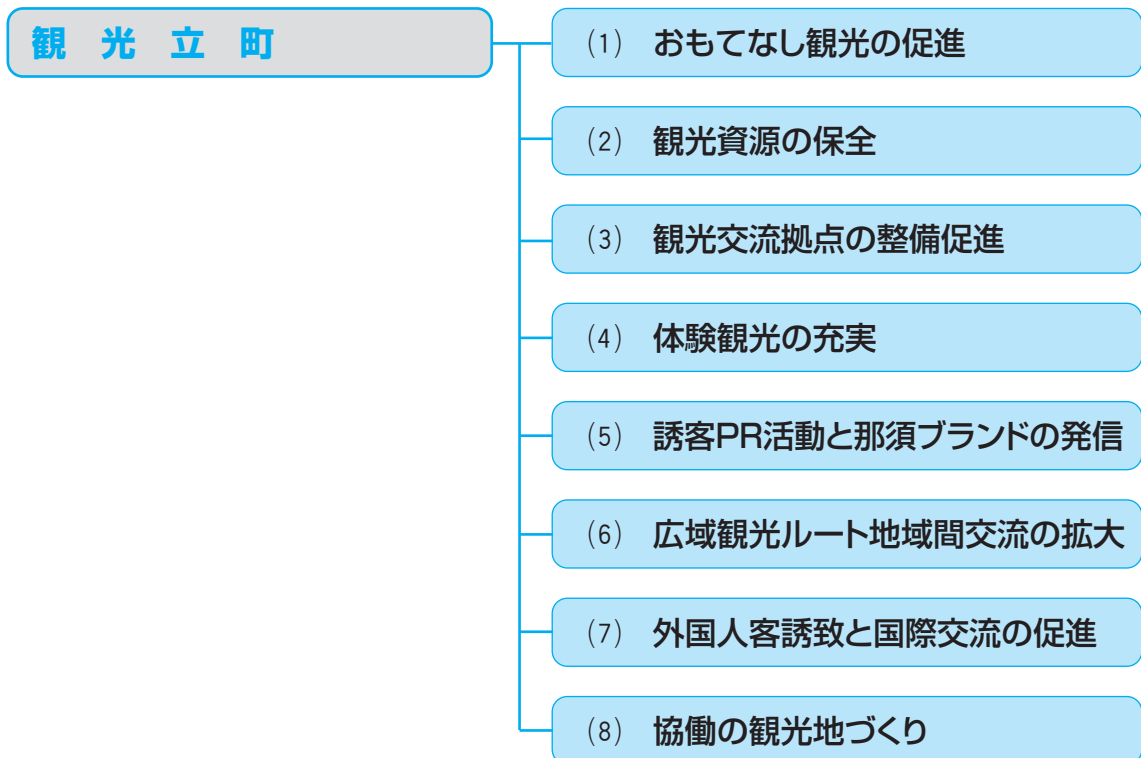
5 観光立町

《目指すべき方向》

=計画目標=

- 豊かな那須の自然環境を保全するとともに、特色ある観光資源と地域経済が融合した「観光立町」を目指します。
- 「那須高原友愛の森」や「東山道伊王野」など町内各観光拠点の整備による観光誘客を図り、観光と他産業の連携によって町全体の経済波及効果の拡大を図ります。
- 「那須平成の森」の運営に積極的に参画するとともに、湯本地区活性化のための整備を総合的に推進します。
- 訪れる人々をあたたかく迎え、来てよかったと思えるような「おもてなし観光」を推進します。
- 観光情報などの発信機能を強化することにより、観光客の利便性や満足度を高め、観光地としての個性化を図ります。
- 広域観光ルートの整備を進めるとともに、外国人観光客の誘致・受け入れ体制の整備を促進します。
- ユニバーサルデザインに配慮した魅力ある観光地づくりを推進するとともに、公設観光施設の運営の効率化を図ります。

=施策の内容=



《計画の背景》

- 日光国立公園那須地域は、雄大な自然と豊富な観光資源に恵まれ、特に四季を織りなす自然景観と那須七湯ともいわれる温泉は、高原リゾート地として貴重な資源となっており、近年は、皇室ファミリーが訪れるロイヤルリゾート地として新たな那須のイメージが醸成されています。
- 八溝県立自然公園の一部である芦野・伊王野地域は、素朴な田園風景を残しており、奥の細道ルートとしての「遊行柳と芦野の里」、また義経伝説の残る「東山道と伊王野の里」として、歴史的文化遺産等の資源に恵まれています。
- 那須町の観光入込客は、平成8年の547万人をピークに、ここ数年は480～500万人とほぼ横ばいで推移していますが、宿泊者数は減少しています。これは、近年の景気低迷や、国の政策などに左右される要因と、多種多様化する観光ニーズに対し、受け入れ体制が十分に追いついていない点に起因する面も少なくありません。
- 新たな観光ニーズに対応した参加・体験型の観光プログラムの提供や道の駅「東山道伊王野」の整備充実、「那須高原友愛の森」の再整備などのハード・ソフト事業を進めてきましたが、さらに、那須をアピールする観光地づくりが求められています。
- 湯本や那須高原・黒田原・芦野・伊王野地域のそれぞれの地域特性や資源を生かした「オンリーワン」の魅力創出が必要となっています。
- 環境省が整備を進めている「那須平成の森」については、今後の本町の観光にとって大きなインパクトを与えるものと考えられます。

《目標実現に向けて》

(1) おもてなし観光の促進

- 観光協会や旅館、民宿、ペンション組合等との連携による接客研修の促進に努め、地域ぐるみでおもてなし観光を推進し、リピーターに愛される観光地づくりに努めます。
- 那須を訪れる観光客に対して、清潔なトイレを提供するなど、さらなる満足度向上を目指します。

(2) 観光資源の保全

- 「那須平成の森」について、関係機関と連携し、秩序ある保全活動を行います。
- 雄大な茶臼岳を中心とする自然景観・豊富な温泉源や、素朴な田園風景を残す芦野、伊王野地域の史跡等観光資源の保全を図ります。
- 那須町景観計画における景観形成重点地域である「那須街道」の景観保護を軸に、ロイヤルロード（県道湯本・漆塚線）など主要な観光ルートの沿道修景や住民参加による景観づくりを推進します。

(3) 観光交流拠点の整備促進

- 「那須平成の森」の整備を進める環境省や、国・県等の関係機関と連携し、ビジターセンターをはじめとして、登山道や自然散策路、自然公園施設等の整備を推進します。また、案内ボランティアや自然ガイド等の育成、観光客の輸送手段等の研究により、エコツーリズム等の普及を図ります。
- 那須温泉の多様な泉質を情報発信するとともに、温泉を気軽に楽しめる受け入れ体制を整備し、歩いて楽しい温泉街の創出を推進します。
- 「那須高原友愛の森」を交通拠点として、高速バスやシャトルバス・路線バス等の施設内への乗り入れや多彩なイベント・交流広場として利用を推進します。
- 芦野・伊王野地区をエコ・ミュージアム（地域まるごと風土博物館）として位置づけ、地域資源を掘り起こし、景観形成を図りながら観光拠点化を推進します。
- 黒田原地区を芦野・伊王野地区への旅の玄関口として位置づけるとともに、「黒田原・まち歩きコース」の整備充実を図ります。

(4) 体験観光の充実

- 体験観光プログラムの充実や受け入れ体制を整備し、ガイド・インストラクターの発掘及び育成を図ります。
- 町内のさまざまな観光資源を活用し、地域の特性を生かした体験・滞在型のニューツーリズム観光の創出に努め、誘客促進を目指します。

(5) 誘客PR活動と那須ブランドの発信

- 観光ニーズの多様化・高度化・広域化に対応するため、情報メディアを活用し、幅広い年代層や、多様な観光需要に対応した観光誘客活動を展開し、効果的に那須の魅力発信を行います。
- 「那須九尾まつり」や「御神火祭」など那須固有の資源を活かした各種イベントの開催や高い品質評価を得た「那須和牛」ブランドを活用した観光振興事業を推進します。

(6) 広域観光ルート地域間交流の拡大

- 平成22年度に供用開始された那須高原スマートインターチェンジを観光に有効活用し、誘客促進を図ります。
- 那須高原・黒田原・芦野・伊王野などの各地域を道路で有機的に結ぶ「那須町道路ネットワーク構想」を踏まえ、町内の観光拠点を結ぶ広域観光周遊ルートの形成・強化を図ります。

- 国道289号甲子トンネルの開通や、那須高原の有料道路の無料化により、会津、尾瀬、新潟方面への広域観光ルートづくりや、北関東自動車道の開通に伴う茨城・群馬方面への誘客宣伝事業を行います。
- 旅行エージェントに積極的に働きかけ、新しい旅行商品の開発を促進するとともに、広域観光交流の拡大を図ります。

(7) 外国人客誘致と国際交流の促進

- 福島・成田・羽田・茨城空港からの誘客を目指した滞在型の観光プログラムと広域観光パッケージの開発により外国人観光客のさらなる誘客を推進します。
- 外国人観光客対応のマップ等情報ツールの整備、案内板の外国語併記を促進することによる観光地の国際化を推進するとともに、旅館・ホテル等の外国人受け入れ体制の促進を図ります。
- 経済分野における国際観光交流都市の締結に向けた調査研究を促進します。

(8) 協働の観光地づくり

- 第3セクターによる公設観光施設の管理運営の一元化や地場産品の流通システムの整備を総合的に推進します。
- 観光協会や旅館、民宿、ペンション組合等の組織の充実を図るとともに、地域住民等の参加による協働の観光地づくりを推進します。

《数値目標》

〈指標名:観光の振興〉

区 分	基準年次(平成21年)	目標年次(平成27年)
那須高原 観光客入込客数 (人)	4,651,000	4,800,000
宿泊客数 (人)	1,686,000	1,790,000
八 溝 観光客入込客数 (人)	437,000	700,000
宿泊客数 (人)	57,000	60,000
合 計 観光客入込客数 (人)	5,088,000	5,500,000
宿泊客数 (人)	1,743,000	1,850,000

地域の特色を生かした観光地づくり



那須温泉郷・那須高原



芦野の街並み（館山城址より）



彼岸花の里（蓑沢）

第2節

働く人たちへ

1 勤労者への支援

《目指すべき方向》

＝計画目標＝

- 地域資源を生かした産業の育成を支援するとともに就業の場の確保を図ります。
- 勤労者が安心して働ける労働環境の確保や、中小企業の勤労者の福利厚生充実を図ります。
- 地域活力の源となる多様な人材を確保し、定住化を進めるための環境整備を行います。

＝施策の内容＝

勤労者への支援

- (1) 安定した就業の場の確保と情報提供
- (2) 良好な労働環境の確保
- (3) 多様な人材の確保

《計画の背景》

- 平成20年秋からの景気後退や円高の影響により、輸出の減少、内需の低迷が長引いており、企業業績の急激な回復は困難な状況にあります。これに伴い、有効求人倍率も低迷し、雇用情勢は厳しい状況にあります。
- 本町は、那須高原というリゾート観光地の中にあることから、小売業、サービス業を中心に、事業所数、従事者数とも順調な伸びを示してきました。しかし、観光地という特色から、季節に応じた短期雇用も少なくありません。
なお、製造業においては、事業所数、従業者数とも減少傾向にあり、安定的な雇用の場を確保する見地からは大きな懸念材料となっています。
- また、一方では職業的自立支援や職場定着のための環境整備も必要とされています。
さらには、ゆとりと豊かさを実感できる勤労者生活（ワークライフバランス）の確保も課題となっています。
- 大企業と比較して、格差の大きい中小企業の福利厚生事業の充実を図るため、勤労者福祉共済制度への加入促進と勤労者の住宅取得の支援など勤労者福祉の充実を図っていく必要があります。

《目標実現に向けて》

(1) 安定した就業の場の確保と情報提供

- 地域資源を生かした産業の育成に努めるとともに、那須のネームバリューと企業戦略が一致する企業を中心に誘致活動を展開します。
- 県北産業技術専門校やリゾート観光科がある那須高等学校と連携して人材を育成し、就業の場の確保を図ります。
- 学校・公共職業安定所（ハローワーク）・企業等と連携し、離職者や在職者が必要な企業の求人情報を提供するとともに、経済状況により国の施策と連携した就業支援を行います。
- 高校生に職業観や勤労観を身につけさせるため、一定期間産業の現場で就業体験を実施するとともに、新規学卒者の定着化に努めます。

(2) 良好な労働環境の確保

- 労働基準監督署・労政協会等の労働関係機関及び各団体との連携を図り、労働災害の解消に努め、勤労者が安心して働ける労働環境の確保を図ります。
- 各企業の経営者が、勤労者の安全な労働条件の向上に努めるとともに、健康診断、健康管理等の向上を図るよう指導を行います。
- 中小事業者に対して、福利厚生事業の充実を図るため、勤労者福祉共済制度の加入促進に努めます。
- 勤労者住宅建設資金利子補給制度等の活用の普及啓発に努めます。

(3) 多様な人材の確保

- 地域活力の源となる多様な人材を確保するため、企業誘致活動を背景に、Uターンやリターン等有能な人材の定住化を推進します。



第3節

安心できる消費生活の実現

1 消費者の安心のために

《目指すべき方向》

＝計画目標＝

- 消費者がトラブルに巻き込まれないよう情報提供や意識の啓発を推進するとともに、相談窓口や処理体制の充実を図ります。
- 消費者の意向を積極的に汲み上げるため、町民の消費生活、消費者意識等について実態把握に努めます。
- 環境にやさしい消費生活や循環型社会の実現に向けた取り組みを推進します。

＝施策の内容＝

消費者の安全のために

(1) 啓発事業・情報提供の充実

(2) 相談・苦情処理体制の充実

(3) 消費者団体の育成・活動支援

(4) 循環型消費社会への取り組み

《計画の背景》

- 消費者を取りまく環境は、経済社会の高度化や情報化社会の進展により大きく変化しており、特に契約に関する事案や、悪質商法等の苦情・相談が増加するなど、消費者をめぐる諸問題は複雑多様化するとともに、消費者トラブルが年々増加しています。
平成21年度に県消費者生活センターに寄せられた相談件数は 5,523件に上り、複雑な問題が増加傾向にあります。
- 近年の消費者トラブルの特徴は、携帯電話やインターネットなどの通信手段の普及に伴い、身に覚えのない請求書や督促状を送りつける架空・不当請求や、高齢者が被害者となるトラブルが依然として増加しています。
- このため、町民が安全・安心な消費生活を営めるよう相談窓口を設け、処理体制の充実強化を図るとともに、消費者がトラブルに巻き込まれないよう的確な情報提供を行っていく必要があります。
- 消費者基本法により、消費者行政の方向性が消費者の自立支援に転換されていることから、安全や選択の機会の確保を消費者の権利として位置づけ、意識の啓発に取り組んでいく必要があります。

○平成21年9月には消費者庁が設置され、消費者安全法に基づく、各種施策が展開されています。

《目標実現に向けて》

(1) 啓発事業・情報提供の充実

- 消費者がトラブルに巻き込まれないよう啓発事業を実施するとともに、広報や、ホームページを通じ、情報提供を行います。
- 消費者が自ら知識を身につけ、情報を収集して主体的・合理的な消費行動がとれる「自立した消費者」の育成を図ります。
- 町民の消費生活・消費者意識等について実態把握に努めます。

(2) 相談・苦情処理体制の充実

- 年々増加する相談・苦情等に応じて、消費者を保護するため県消費生活センターとの連携を図るとともに、相談窓口や処理体制の充実強化を図ります。

(3) 消費者団体の育成・活動支援

- 消費者の自主的な活動を促進するため、消費生活に関する研修会・講習会等への積極的な参加を促し、消費生活リーダーの育成・活動支援を推進します。

(4) 循環型消費社会への取り組み

- 消費者団体と連携し、家庭や職場でのごみの減量化や資源の有効活用について、循環型社会形成に向けた主体的な取り組みを行います。